

出産・育児・介護のための権利と制度 有効に活用していきましょう

育休は女性だけでなく、男性も取得することができます。

育児に係る制度は、子どもが小学校を卒業するまで利用できるものもあります。

介護のための制度を必要とする人も増えています。これらの制度を活用するには周囲の方々の理解が必要です。権利や制度について知り、互いに支え合う関係を築きましょう。



出産するとき

□産前・産後休暇

- 通算16週間
- ただし産後8週は必ず休まなければならない。
- 取得期間は本人申請
- 多胎妊娠には、産前休暇が8週間プラス

□妻の出産にかかる夫の特別休暇

- 2日間。入院する日＋出産後2週間以内。日または時間単位で取れます。

□男性職員の育児参加のための休暇

- 妻の出産予定日の8週間前（多胎の場合は16週間前）から産後16週間まで。
- 5日以内で、一日または時間単位でもOK。
- 当該子または就学前の子の養育のため。

代替者が配置されます。

右の3つの休暇は会計年度任用職員の方も取れます。ただし代替は配置されません。

男女すべての教職員が取れます。



□出生サポート休暇

（不妊治療のための休暇）

- 年度内で5日以内。体外受精及び顕微授精に係わる場合は10日以内。

育児のための制度

□部分休業・部分休暇

- 部分休業は子どもが小学校就学前まで。部分休暇は小学校1～3年まで1日2時間まで（15分単位）
- 勤務の始め、または終わりに続く。
- 育児時間をとる人は合計2時間まで。
- その時間の給料は減額されます。

□育児休業

- 子どもが3歳になるまで。一度復帰しても、もう一回とれます。代替者が配置。
- ならし保育中も育児休業の対象となります。
- 無給ですが、1歳までは共済組合から育児休業手当金が支給されます。ただし、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は2歳まで支給。
- 共済掛金（長期・短期とも）が免除されます。互助組合の掛金は免除されませんが、育児休業支援金として掛金相当額が給付。
- 事務引継ぎ日があります。

□育児時間

- 子どもが1歳6ヶ月になるまで、90分（2回に分割可）。有給。

□育児にかかる早出遅出勤勤務

- 子どもが小学校就学前まで。
- 始業及び終業の時刻を15分単位で設定できる。（設定最初・午前8時～、設定最後～午後5時45分）

□育児のための短時間勤務制度

- 子どもが小学校就学前まで。
- 1ヶ月前までに申出、非常勤代替配置。
- 勤務形態は選択、給料減額。

□子どもの看護休暇

- 中学校就学前までの子のケガや病気の看護、予防接種、健康診断。
- 年5日以内（子が複数の場合、10日以内）。時間単位もOK。
- 診断書は不要です。

※コロナによる学校の臨時休業等で、子の世話が必要になれば「職免」となります。

介護のための制度

□介護休暇

- 被介護人の継続する状態ごとに180日を限度。
- 代替配置
- 給与は無給（休業手当金あり）

□短期の介護休暇

- 被介護人1人5日、2人以上10日。

□介護欠勤

- 年30回。1回1日または必要な時間。時間取得でも1回とカウント。
- 介護欠勤申請書を提出。診断書等は原則不要。
- 給与は減額。代替配置なし。

□介護時間

- 被介護人が日常生活を営むのに必要な動作ができない状態。
- 1日につき2時間以内（15分単位）。
- 勤務の始め、または終わりに続く。
- 給与は減額。



泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！